

佐賀県水産振興センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第二十一号

佐賀県水産振興センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県水産振興センター管理規則（昭和四十八年佐賀県規則第六十八号）の

一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。